

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した方が一定期間に次にあげる理由により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から一定の金額を求人者に返戻する制度です。

＜対象となる労働契約の終了＞

- 求職者本人の都合による退社
- 求職者本人の責めに基づく解雇

＜返戻率＞

(1) 入社後1ヶ月未満の終了	75%
(2) 入社後1ヶ月以上～2ヶ月未満の終了	50%
(3) 入社後2ヶ月以上～3ヶ月未満の終了	25%

＜ご注意＞

- 紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。
- また、返戻金制度は有料職業紹介契約書等により別の定めをする場合があります。